

始良中央地区合併協議会 第29回会議



平成16年11月25日(木)午後1時30分

国分シビックセンター多目的ホール

第29回始良中央地区合併協議会会議次第

日時 平成16年11月25日（木）
始良中央合併協議会終了後
場所 国分シビックセンター多目的ホール

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 諸般の報告
- 4 その他
 - (1) 今後の進め方について …………… 1
 - (2) 再協議が必要な事項について …………… 2
 - (合併の期日を変更することにより合併協定項目の内容を変更する必要があるもの)**
 - ・ 合併の期日について（協定項目2） …………… 3
 - ・ 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて（協定項目9） …………… 3
 - ・ 地方税の取扱いについて（協定項目10） …………… 4
 - ・ 国民健康保険事業の取扱いについて（協定項目21） …………… 5
 - ・ 納税関係事業の取扱いについて（協定項目25 - 5） …………… 6
 - ・ その他事業【交通災害共済事業】の取扱いについて（協定項目25 - 27 - ④） …………… 6
 - (その他の理由により合併協定項目の一部内容を変更する必要があるもの)**
 - ・ 新市の事務所の位置について（協定項目4） …………… 7
 - ・ 町名・字名について（協定項目19） …………… 8
 - ・ 男女共同参画事業の取扱いについて（協定項目25 - 1） …………… 9
 - ・ 児童福祉事業【保育所】の取扱いについて（協定項目25 - 13 - ②） …………… 9
 - (3) 次回の会議日程等について
- 5 閉 会

諸般の報告(協議会の行事や事務局の動き) 第29回協議会

期 日	内 容	備 考
8月12日 木	第28回協議会: 多目的ホール	総務班
8月26日 木	専門部会長・分科会長会議: 複合施設棟3階大会議室	調整班
9月13日 月	始良中央地区合併協議会休止	
11月21日 日	溝辺町住民投票	
11月24日 水	第31回幹事会: 行政棟3階庁議室	総務班
11月25日 木	第29回協議会: 多目的ホール	総務班

期 日	内 容	備 考
11月30日 水	第32回幹事会: 行政棟3階庁議室	総務班
12月7日 木	第30回協議会: 複合施設棟2階スポーツ施設	総務班
12月11日 土	合併調印式: 多目的ホール	総務班

4 その他 (1) 今後の協議会の進め方について

H16.11.25 現在

- 11.24 (水) 第 31 回始良中央地区合併協議会幹事会
- 11.24 (水)～ 分科会・専門部会の調整作業
- 11.25 (木) 第 29 回始良中央地区合併協議会 (再開)
今後の進め方について
再協議が必要な事項について：合併の期日など 10 件の確認
- 11.30 (火) 第 32 回幹事会：再協議項目 10 件の協議
- 12.7 (火) 第 30 回始良中央地区合併協議会
本協議 10 件
合併の是非について
- 12.11 (土) 合併調印式 午後 2 時から 国分シビックセンター多目的ホール
午前 10 時から調印及び立会人署名 (委員全員)
- 12.13 (月) 以降 合併関連議案議会提案
- 平成 17 年
- 1.7 (金) までに県知事へ申請 (予定)
- 以 降
合併まで、月 1 回程度協議会を開催 (予定)

◎各市町 12 月議会に提案する合併関連議案

- ・廃置分合申請に関する議案
- ・財産処分に関する議案
- ・議会議員の定数に関する議案
- ・廃置分合に伴う経過措置 (「議会議員の定数」及び「農業委員会委員の任期」の特例) に関する議案
- ・地域審議会の設置に関する議案

1市6町合併協定項目の一部内容を変更する項目について

I 「合併の期日」を変更することにより合併協定項目の内容を変更する必要があるもの

< 6件 >

- 2 合併の期日
- 9 農業委員会委員の定数及び任期
- 10 地方税
- 21 国民健康保険事業
- 25(5)協議第20号-2 納税関係事業
- 25(27) その他事業 (④交通災害共済事業)

II その他の理由により合併協定項目の一部内容を変更する必要があるもの

< 4件 >

- 4 新市の事務所の位置
- 9 町名・字名
- 25(1) 男女共同参画事業
- 25(13) 児童福祉事業 (②保育所)

○合併の期日の取扱いについて

1市6町での承認事項
合併の期日は、平成17年（西暦2005年） <u>2月14日</u> とする。



1市5町での承認事項
合併の期日は、平成17年（西暦2005年） <u>11月7日</u> とする。

○農業委員会委員の定数及び任期の取扱いの取扱いについて

1市6町での承認事項
1 新市に1つの農業委員会を置く。
2 合併の際、農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、 <u>平成17年7月19日</u> まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。
3 在任特例後、行われる選挙については、選挙による委員の定数を <u>40人</u> とし、旧市町単位で選挙区を設置する。ただし、各選挙区の委員の定数は、新市において調整する。



1市5町での承認事項
1 新市に1つの農業委員会を置く。
2 合併の際、農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、 <u>平成18年4月30日</u> まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。
3 在任特例後、行われる選挙については、選挙による委員の定数を <u>30人</u> とし、旧市町単位で選挙区を設置する。ただし、各選挙区の委員の定数は、新市において調整する。

○ 地方税の取扱いについて

1市6町での承認事項

- 1 個人市民税の所得割については、現行のとおりとする。均等割の税率については、標準税率を採用する。なお、個人市民税の納期については、普通徴収分は国分市、霧島町の例によるものとし、特別徴収分は現行のとおりとする。
- 2 法人市民税の均等割については、地方税法第312条第1項の規定に定める額とする。法人税割の税率については、国分市の例により制限税率14.7%を採用する。ただし、合併特例法第10条の規定により、国分市を除く6町は、平成17年度から平成19年度までの3年度間は現行の税率を適用する。なお、平成16年度課税分については、現行のとおりとする。
- 3 固定資産税の税率については、現行のとおり1.4%とする。納期については、5月、7月、12月、2月の4期とし、各月1日から同月末日までとする。ただし、12月については1日から28日までとする。
- 4 軽自動車税の税率については、国分市、霧島町、福山町の例によるものとする。納期については、5月1日から5月31日までとする。
- 5 たばこ税の税率については、現行のとおりとする。
- 6 特別土地保有税の税率については、現行のとおりとする。
- 7 入湯税の税率については、牧園町の例によるものとし、合併後の平成17年度課税分から適用する。ただし、平成16年度課税分については、現行のとおりとする。
- 8 都市計画税の課税区域及び税率については、現行のとおりとする。ただし、新たな区域と税率については、新市において調整するものとする。



1市5町での承認事項

- 1 同左
- 2 法人市民税の均等割については、地方税法第312条第1項の規定に定める額とする。法人税割の税率については、国分市の例により制限税率14.7%を採用する。ただし、合併特例法第10条の規定により、国分市を除く5町は、合併年度を含む3年度間は現行の税率を適用する。
- 3 同左
- 4 同左
- 5 同左
- 6 同左
- 7 入湯税の税率については、牧園町の例によるものとし、平成18年4月1日から適用する。ただし、合併後の平成17年度課税分については、現行のとおりとする。
- 8 同左

○ 国民健康保険事業の取扱いについて

1市6町での承認事項

- 1 国民健康保険税については、合併後の平成17年度課税分までは1市6町の例により、その取扱いを継承することとし、平成18年度課税分から新市で統一した税率を適用する。課税方式は、資産割課税を廃止した3方式を含め検討する。なお、納期については、国分市の例により、7月、8月、9月、**10月**、**11月**、**12月**、1月及び2月の8期とし、各月の1日から末日までとする。ただし、**12月**においては、1日から**28日**とする。
- 2 短期被保険者証については、現行どおり新市に引き継ぐ。資格証明書については、現在交付している市町においては現行どおり新市に引き継ぎ、交付していない町は合併後速やかに交付する。
- 3 人間ドックは新市においても実施し、合併までに統一した事業内容を決定する。他の検診についても同様とする。その他の保健事業については、現行どおり新市に引き継ぎ、合併後速やかに調整する。
- 4 国民健康保険運営協議会の設置については、国民健康保険法第**11**条に定められており、委員は各代表7名ずつの21名とし、新市に引き継ぐ。
- 5 国保連合会共同処理事業については、共同処理委託事業と独自電算との併用で行う。
- 6 レセプト点検事業については、専門職員を雇用し業務を行う。レセプト開示については、取扱い要領等を合併までに調整し、新市に引き継ぐ。
- 7 高額療養費支給事業については現行どおり新市に引き継ぐ。出産育児一時金については、現行どおりとし、支給方法については、国分市の例による。葬祭費支給額については2万円とし、支給方法については、国分市の例による。
- 8 被保険者証のカード化については、合併後に調整する。



1市5町での承認事項

- 1 国民健康保険税については、合併後の平成18年度課税分までは1市5町の例により、その取扱いを継承することとし、平成19年度課税分から新市で統一した税率を適用する。課税方式は、資産割課税を廃止した3方式も含め検討する。なお、納期については、国分市の例により、7月、8月、9月、**10月**、**11月**、**12月**、1月及び2月の8期とし、各月の1日から末日までとする。ただし、**12月**においては、1日から**28日**とする。
- 2 同左
- 3 同左
- 4 国民健康保険運営協議会の設置については、国民健康保険法第**11**条に定められており、委員は各代表6名ずつの18名とし、新市に引き継ぐ。
- 5 同左
- 6 同左
- 7 同左
- 8 同左

○ 納税関係事業の取扱いについて

1市6町での承認事項

- 1 個人市民税、固定資産税の前納報奨金については、合併後の平成17年度から廃止する。
- 2 現行の納税組合制度については、合併後の平成17年度から廃止する。



1市5町での承認事項

- 1 個人住民税、固定資産税の前納報奨金については、合併までに廃止する。
- 2 現行の納税組合制度については、合併までに廃止する。

○ その他事業【交通災害共済】の取扱いについて

1市6町での承認事項

- 1 交通災害共済事業については、国分市を除く6町は鹿児島県町村交通災害共済組合及び構成団体と協議を行い、合併の日の前日に組合から脱退し、現在の国分市方式に合わせ新市直轄事業として実施する。
- 2 共済掛け金の額は、500円に統一し、給付内容については合併までに調整する。
- 3 国分市の小、中学生、高齢者に対する免除制度は、合併時に一旦廃止し、その後新市において、健全な事業運営のあり方を含め検討する。



1市5町での承認事項

- 1 交通災害共済事業については、国分市を除く5町は鹿児島県市町村交通災害共済組合及び構成団体と協議を行い、合併の日の前日に当該組合から脱退し、平成18年度より新市直轄事業として実施する。
- 2 共済掛け金の額及び給付内容は、平成18年度より5町の方式に統一する。
- 3 小、中学生、高齢者に対する免除制度は、新市において健全な事業運営のあり方を含め検討する。

○新市の事務所の位置について

1市6町での承認事項

- 1 新市の事務所（本庁）の位置については、当面は、国分市中央三丁目45番1号（現国分市役所）に置き、新市において検討する。
- 2 事務所の設置方式は、住民サービスの低下を招かないように、**当面**は、総合支所方式とし、現在の国分市、横川町、牧園町、霧島町、隼人町及び福山町のそれぞれの市役所、役場をすべて総合支所として、また現在の牧之原支所は支所とする。将来的には、住民サービスが低下しない行政コスト削減の実現を図る必要がある、方式については、新市において検討する。
- 3 庁舎建設については、当面は既存の庁舎を活用しながら、新市において検討する。



1市5町での承認事項

- 1 同左
- 2 事務所の設置方式は、住民サービスの低下を招かないように、**おおむね10年**は、総合支所方式とし、現在の国分市、横川町、牧園町、霧島町、隼人町及び福山町のそれぞれの市役所、役場をすべて総合支所として、また現在の牧之原支所は支所とする。将来的には、住民サービスが低下しない行政コスト削減の実現を図る必要がある、方式については、新市において検討する。
- 3 同左

○ 町名・字名の取扱いについて

1市6町調整方針

- 1 町・字の区域については、現行のとおりとする。
- 2 町・字の名称については、次のとおりとする。
 - (1) 国分市については、「国分市〇〇」を「霧島市国分〇〇」に置き換える。
 - (2) 溝辺町については、「始良郡溝辺町〇〇」を「霧島市溝辺町〇〇」に置き換える。
 - (3) 横川町については、「始良郡横川町〇〇」を「霧島市横川町〇〇」に置き換える。
 - (4) 牧園町については、「始良郡牧園町〇〇」を「霧島市牧園町〇〇」に置き換える。
 - (5) 霧島町については、「始良郡霧島町〇〇」を「霧島市霧島〇〇」に置き換える。
 - (6) 隼人町については、「始良郡隼人町〇〇」を「霧島市隼人町〇〇」に置き換える。
 - (7) 福山町については、「始良郡福山町〇〇」を「霧島市福山〇〇」に置き換える。
ただし、大字の「福山」については、「霧島市福山△△△番地」とする。



1市5町調整方針

- 1 町・字の区域については、現行のとおりとする。
- 2 町・字の名称については、次のとおりとする。
 - (1) 国分市については、「国分市〇〇」を「霧島市国分〇〇」に置き換える。
 - (2) 横川町については、「始良郡横川町〇〇」を「霧島市横川町〇〇」に置き換える。
 - (3) 牧園町については、「始良郡牧園町〇〇」を「霧島市牧園町〇〇」に置き換える。
 - (4) 霧島町については、「始良郡霧島町〇〇」を「霧島市霧島〇〇」に置き換える。
 - (5) 隼人町については、「始良郡隼人町〇〇」を「霧島市隼人町〇〇」に置き換える。
 - (6) 福山町については、「始良郡福山町〇〇」を「霧島市福山町〇〇」に置き換える。